平成２１年（フ）第７３２号
大分県別府市原町14番21号　原町リッチハウス402号
債務者　神田ケサミ
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第６６号
岩手県北上市黒沢尻１丁目20番26号　わかばＢ棟
債務者　菊池さき子
1　決定年月日時　平成21年12月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２１年（フ）第１２７号
岩手県北上市大堤北２丁目３番２―102号県営大堤アパート
債務者　平林　幸恵
1　決定年月日時　平成21年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２１年（フ）第４６２号
秋田市東通１丁目９番35号　セントラルハイツ103号
債務者　三浦　真吾
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４３７号
長野県飯山市南町５番地９―494、前住所長野県飯山市大字飯山2134番地１平瀬富司方
債務者　小林　ヤス
1　決定年月日時　平成21年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４３７号
兵庫県宝塚市山本丸橋２丁目21番４―301号
債務者　西川　晴美
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第６３号
奈良県吉野郡大淀町大字下渕660番地の１雇用促進住宅３棟104号
債務者　吉岡　清志
1　決定年月日時　平成21年12月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２１年（フ）第４０３号
徳島市津田本町２丁目３番51号
債務者　山口　貞二
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４４４号
徳島県鳴門市大麻町市場字川向二61番地４
債務者　新居　雅夫
1　決定年月日時　平成21年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４４５号
徳島県鳴門市大麻町市場字川向二61番地４
債務者　新居　先美
1　決定年月日時　平成21年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４８０号
徳島市名東町２丁目602番地の11
債務者　河原　博子
1　決定年月日時　平成21年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４８３号
徳島県阿波市土成町土成字東原20番地１
債務者　藤川　　豊
1　決定年月日時　平成21年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１２５号
高知県高岡郡越知町五味２番地
債務者　千頭　淳次
1　決定年月日時　平成21年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２１年（フ）第１３２号
高知県高岡郡四万十町若井川392番地６
債務者　小谷めぐみ
1　決定年月日時　平成21年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２１年（フ）第１１２号
福岡県行橋市行事２丁目11番43号　大和第一１アパート１Ｆ２―１
債務者　小野　　豊
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２１年（フ）第１１３号
福岡県行橋市大字長音寺17番地１　昭和団地１―52号
債務者　土居美智子
1　決定年月日時　平成21年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２１年（フ）第１０１号
佐賀県唐津市八幡町753番地26　県営住宅６―２号
債務者　河田惠美子（旧姓吉冨）
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２１年（フ）第６６３号
千葉県野田市大殿井267番地の48
債務者　二葉　陽子
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部